

議案第49号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 兵庫県美方郡新温泉町 個人

乙 鳥取市 個人

丙 兵庫県美方郡新温泉町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金3,068,792円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成29年8月11日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の職員が、和解の相手方の被相続人に対し、誤って他の患者の薬を投与し、その中に血圧降下作用のあるものが含まれており、血圧が回復するまでに1週間を要したものである。